

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 7 年 6 月 30 日

住 所 大分県国東市安岐町下原13番地

事業者名 大分航空ターミナル株式会社

代表者名 代表取締役社長 高橋 強
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項・当社が管理する大分空港旅客ターミナルビルは、移動等円滑化基準に適合しているが、今後、高齢者・障害者等の増加も見込まれており、より高い水準のバリアフリー化を目指す。具体的には、旅客搭乗橋(PBB)を順次段差のない搭乗橋に更新予定。2025年度までに2基の旅客搭乗橋を段差のない搭乗橋とする予定。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項①バリアフリー情報や施設案内に関する事前の情報ニーズが高いことから、ウェブサイトを多くの高齢者・障害者の方がより利用しやすいものとなるように改善を図る。②空港は広大な空間であり、長距離の移動が必要となることから、航空会社や商業施設などの空港内事業者と協力し、人的な支援の充実を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
国内線旅客ビル 旅客搭乗橋	I (1) ～具体的には、2025年度末までに国内線旅客ターミナル北側拡張工事及び、旅客搭乗橋(PBB)2基の新設工事を移動円滑化基準に適合させ完了させる。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
保安検査場における 空港関係者等との連携	ハード面の整備は完了しており、航空会社や警備会社等との協議を経て文字による意思疎通の環境も整えられている。 今後も継続して役務の提供を実施するため、年1回の点検を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	全社においてサービス介助知識・技術の取得を推進しており30名が資格を有する。 なお、総合案内所においてはサービス介助士資格を有するスタッフを常時配置する。
空港利用する他事業者との連携	航空会社や商業施設などの空港事業者等と協力し、空港館内施設・設備等についての基本的な知識を共有することで人的な支援の充実を図る。 (ユニバーサルサービス研修や情報交換等：1回/年開催)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ウェブアクセシビリティの改善	大分空港ホームページ「お手伝いが必要な方」を通じ、館内施設や交通アクセスに関する情報を適宜更新する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
資格取得	・総合案内所の職員はサービス介助士の資格を取得する。 (係員が常時配置可能な体制) ・社内で手話検定の有資格者を養成していく。 (選抜した職員の4級取得までをサポート)
接遇研修の実施	・国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を計画的に行う。 ・大分県が作成する「障がい者差別解消推進」の動画を活用した、視聴型研修を全ての職員に対して行う。加えて、外部講師による「ユニバーサルサービス研修」を計画的に行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター、サイネージ掲出	高齢者、障害者、ベビーカー使用者など、全てのお客様が安心して利用できるよう、一般のお客様へご理解・ご協力を求めるポスター及びサイネージを空港ビル内に掲出する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

航空会社、バス会社、空港内事業者等と、それぞれに寄せられた障害者等の意見を集約・共有する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載(<https://oat.oita-airport.jp/abouts/barrierfree.html>)

VI その他計画に関連する事項

2025年を初年度とした中期経営計画に基づいて継続実施する。

- 注 1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。